

# 保険金を受け取った場合の取扱い

～生命保険契約に係る満期保険金等～

会社が保険に加入する場合、保険の種類や契約者、被保険者及び保険金受取人を誰にするかによって、保険料あるいは受取保険金の税務上の取扱いが異なってきます。

今回は生命保険契約に係る満期保険金等を受け取った場合についてご紹介します。

## 満期保険金の課税

生命保険契約が満期になり満期保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、満期保険金の受取人がだれであるかにより、所得税・贈与税のいずれかの課税の対象になります。

～満期保険金の課税関係の表～

保険料の負担者	満期保険金受取人	税金の種類
A	A	所得税
A	B	贈与税

## 所得税が課税される場合

所得税が課税されるのは、保険料の負担者と満期保険金の受取人とが同一人の場合です。この場合の満期保険金は、受取の方法により、**一時所得**又は**雑所得**として課税されます。

### (1) 満期保険金を一時金で受領した場合

満期保険金を一時金で受領した場合には、**一時所得**になります。

一時所得の金額は、その満期保険金以外に一時所得がないとすれば、受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料を差し引き、更に一時所得の特別控除50万円を差し引いた金額です。

課税の対象になるのは、この金額を更に1/2にした金額です。

(算式)

$$\left( \text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した費用} - \text{特別控除額 } 50\text{万円} \right) \times 1/2$$

(例)

満期受取保険金 700万円

既払込保険料総額 500万円

$$(700\text{万円} - 500\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = 75\text{万円}$$

75万円が一時所得となります。

## (2) 満期保険金を年金で受領した場合

満期保険金を年金で受領した場合には、公的年金等以外の**雑所得**になります。

雑所得の金額は、その年に受け取った年金の額からその金額に対応する払込保険料の額を差し引いた金額です。

受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されます。

## 贈与税が課税される場合

贈与税が課税されるのは、保険料の負担者と満期保険金の受取人とが異なる場合です。

保険料を負担していない人が、満期により、生命保険金を受け取った場合には、保険料を負担した人からその生命保険金の贈与があったものとされます。

しかし、けがや病気などによるものは除かれます。

なお、被保険者の死亡により受け取った生命保険金のうち、被保険者が保険料の負担者となっていたものについては、贈与税ではなく、相続税の対象となります。